

## 倉敷市人権啓発活動事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 NPO法人又は市民団体（以下「NPO法人等」という。）が、市民の人権意識の高揚を図るために企画し、実施する事業に要する経費を対象として、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の種類)

第2条 補助金の種類は、補助Ⅰ型、補助Ⅱ型とする。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付を受けることができる団体は、岡山県内に拠点又は事業所を有するNPO法人等であって、補助Ⅰ型については次のすべての要件を、補助Ⅱ型については第1号及び第2号の要件を満たす団体とする。

- (1) 自発的かつ自立的に営利を目的としない公益的な活動を行うことを目的とした団体であること。
- (2) 組織・運営体制（規約、代表者、連絡先等）が明確であること。
- (3) 人権意識の高揚を目的に、広く人権問題に取り組んでいること。
- (4) 補助金の交付を申請しようとする年度（以下「申請年度」という。）の前年度から起算して過去5年以内に岡山県内で2年以上にわたり人権啓発に関する活動実績があること、又は申請年度の前年度から起算して過去5年以内に2回以上この要綱に規定する補助金の交付を受け、事業を実施した実績があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助の対象とならないものとする。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

(4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制の下にある団体その他反社会的活動のおそれがある団体

(5) 社会通念上好ましくない活動に関わる団体

(補助事業)

第4条 補助の対象となる事業は、次のすべてを満たす事業とし、補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は別表に定めるところによる。

- (1) 人権意識の高揚を図るための事業(講演会及び啓発イベント等)で、啓発効果の高いものであること。
- (2) 倉敷市内で開催される事業で、広く市民の参加を募って開催されるものであること。
- (3) 補助の対象となる事業について、倉敷市又は国、県及び他の地方公共団体等から補助又は委託を受けていないこと。
- (4) 特定の団体又は個人を誹謗中傷する内容でないこと。

(補助金額等)

第5条 補助対象経費及び補助限度額は別表のとおりとする。

2 補助金の交付額は、補助対象経費と補助限度額とを比較して少ない方の額とする。ただし、交付額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 同一年度内において、団体が受けることができる補助金の種類は、補助Ⅰ型、補助Ⅱ型のどちらかのみとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするNPO法人等は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実施計画書(様式第2号)
- (2) 補助事業収支予算書(様式第3号)
- (3) 団体概要書(様式第4号)
- (4) 活動実績書(様式第5号)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、倉敷市人権啓発活動事業費補助金審査

委員会において、これを審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際し、必要な条件を付することができる。

3 市長は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないとき認めるときは、不交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 補助金の交付申請をした NPO 法人等は、交付決定を受ける前であれば申請の取下げをすることができる。

（変更承認申請）

第9条 補助金の交付の決定を受けた NPO 法人等（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容、経費の配分その他申請に係る事項の変更の承認を受けようとするときは、変更承認申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる軽易な変更の場合は変更承認申請書の提出を要しない。

(1) 収支予算書の市補助金額欄に掲げる経費の20パーセント又は2万円以内のいずれか少ない方の額の配分の変更

(2) 補助の目的に影響を及ぼさない範囲の補助事業の細部の変更

3 市長は、第1項の変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認めるときは、変更承認通知書（様式9号）により通知するものとする。

（中止等承認申請）

第10条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止の承認を受けようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（事情変更による取消し等）

第11条 市長は、補助金の交付の決定後、天災地変その他事情の変更により、補助事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなったとき又は遂行できなくなったとき（補助事業者の責めに帰すべき事情によるときを除く。）は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書(様式第12号)に次に掲げる書類を添えて、補助事業完了後30日が経過する日又は補助金の交付の決定のあった年度の末日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業報告書(様式第13号)

(2) 補助事業収支決算書(様式第14号)

(3) その他市長が必要と認める書類(領収書の写し、実施会場の写真等)

(補助金に係る帳簿等の保存年限)

第13条 補助事業者は、補助金に係る帳簿又は証拠書類を、当該補助事業完了後5年間保存しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 市長は、第12条の規定により実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて実地に調査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に確定通知書(様式第15号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 補助事業者は、補助金の精算払を受けようとするときは、精算払請求書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、交付決定額の2分の1の額を限度として、補助金の概算払を受けることができる。ただし、補助Ⅱ型に係る補助事業者は、補助金の概算払を受けることはできない。

3 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(補助金等の返還)

第16条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額をこえて補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

補助対象経費及び補助限度額（第4条、第5条関係）

補助金の種類	補助対象経費	補助限度額 (1団体当たり)
補助Ⅰ型	講師謝金・旅費、資料作成費、会場借上料等、事業を行うために直接必要な経費の実支出額から補助事業に係る収入を控除した額であって、市長が必要かつ適当と認めたもの	50万円
補助Ⅱ型		10万円